

# 青森県報

号外第三十三号

平成二十五年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) …… 一
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …… ( 同 ) …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …… ( 同 ) …… 三
- 公安委員会
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則 …… (交通企画課) …… 五

## 告

## 示

青森県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第六項において準用する同条第四項及び同法第八条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 愛宕丁土砂災害警戒区域及び愛宕丁土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 志戸岸二号土砂災害警戒区域及び志戸岸二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 志戸岸土砂災害警戒区域及び志戸岸土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 五ヶ久保一号土砂災害警戒区域及び五ヶ久保一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 上前田土砂災害警戒区域及び上前田土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 鍛冶屋窪三号土砂災害警戒区域及び鍛冶屋窪三号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 新田窪土砂災害警戒区域及び新田窪土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 岩ノ脇二号土砂災害警戒区域及び岩ノ脇二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百六十八号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

下タノ沢頭土砂災害警戒区域

一 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 愛宕丁土砂災害警戒区域及び愛宕丁土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 志戸岸二号土砂災害警戒区域及び志戸岸二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 志戸岸土砂災害警戒区域及び志戸岸土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 五ヶ久保一号土砂災害警戒区域及び五ヶ久保一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 上前田土砂災害警戒区域及び上前田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 鍛冶屋窪三号土砂災害警戒区域及び鍛冶屋窪三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 新田窪土砂災害警戒区域及び新田窪土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 岩ノ脇二号土砂災害警戒区域及び岩ノ脇二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 下タノ沢頭土砂災害警戒区域及び下タノ沢頭土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 堀合土砂災害警戒区域及び堀合土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 下平土砂災害警戒区域及び下平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 豊川窪土砂災害警戒区域及び豊川窪土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり  
(図面省略)

十三 北手倉橋土砂災害警戒区域及び北手倉橋土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域  
三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり  
(図面省略)

### 公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

青森県公安委員会規則第一号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「チからタ」を「リからタ」に改め、同号チを次のように改める。

チ 道路の維持、修繕等のための作業に使用中の道路維持作業用自動車

第四条第一項第四号イ中「チ」を「リ」に、「駐車禁止除外指定車標章」を「駐車禁止除外指定車標章」に改め、同項第五号中「別記様式第二号」を「別記様式第二号の二」に改め、同条第二項中「及び」を「の駐車禁止除外指定車標章は駐車禁止除外指定車標章交付申請書（別記様式第四号）により、同項」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「チ」を「リ」に改め、同条第六項中「駐車禁止除外指定車標章」を「駐車禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章」に改める。

第十六条第九号中「総排気量」の下に「については」を、「又は原動機付自転車」の下に「（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（構造改革特別区域法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。）」を加え、同条第十号中「大型自動車」の下に、「中型自動車」を、「総排気量」の下に「については」を加える。

第十七条第二項中「書類」の下に「及び写真」を加え、同項に次の一号を加える。

五 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真  
第二十三条第六号中「の歩行又は移動を伴う」を、「移動に用いる用具等の」に改める。

別表第二の一般国道七号の項中「青森県青森市長島一丁目一〇番二号」を「青森県青森市長島一丁目十番二号」に、「青森県青森市大字新城字山田二九五番地一」を「青森県青森市大字新城字山田二百九十五番地一」に改め、同表一般国道四十五号の項中「青森県上北郡おいらせ町向山六三番地六九」を「青森県上北郡おいらせ町向山六十三番地六十九」に、「青森県十和田市大字三本木字野崎四〇番地四五」を「青森県十和田市大字三本木字野崎四十番地四五」に、「青森県八戸市大字妙字大開三番地五九」を「青森県八戸市大字妙字大開三番地五十九」に改め、同表一般国道百一十号の項中「青森県青森市浪岡大字徳才子字山本一〇五番地三」を「青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地三」に、「青森県五所川原市大字福山字広富四五番地四」を「青森県五所川原市大字福山字広富四十五番地四」に改め、同表一般国道百二号の項中「青森県十和田市稲生町二四番地三三」を「青森県十和田市稲生町二十四番地三十二」に、「青森県黒石市大字浅瀬石字村上一〇六番地一」を「青森県黒石市大字浅瀬石字村上百六番地一」に改め、同表一般国道百三号の項中「青森県青森市大字八ッ役字矢作七一番地一」を「青森県青森市大字八ッ役字矢作七十一番地一」に、「青森県

青森市第二問屋町二丁目二四四番地一」を「青森県青森市第二問屋町二丁目二百四十四番地一」に、「青森県青森市大字横内字桜峰一二番地二四一」を「青森県青森市大字横内字桜峰百二十二番地二百四十一」に改め、同表一般国道百四号の項中「青森県八戸市長苗代二丁目二六番九号」を「青森県八戸市長苗代二丁目二十六番九号」に改め、同表一般国道二百七十九号の項中「青森県むつ市横迎町一丁目二番一号」を「青森県むつ市横迎町一丁目十二番一号」に、「青森県上北郡野辺地町字松ノ木平二六番地一七」を「青森県上北郡野辺地町字松ノ木平二六番地十七」に、「青森県上北郡野辺地町字向田三〇三番地一」を「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国  
有林千百三十九林班ほ小班」に、「青森県上北郡東北町字湯田平一一番地三」を「青森県上北郡東北町字湯田平百十二番地一」に改め、同表一般国道三百三十八号の項中「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二番地一六二」を「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二十二番地百六十二」に、「青森県上北郡おいらせ町苗振谷地二六番地六」を「青森県上北郡おいらせ町苗振谷地二六番地六」に、「青森県むつ市中央二丁目五番一九号」を「青森県むつ市中央二丁目五番二十九号」に、「青森県むつ市横迎町一丁目九番一七号」を「青森県むつ市横迎町一丁目九番十七号」に改め、同表一般国道四百五十四号の項中「青森県八戸市大字長苗代字内舟渡一一番地七」を「青森県八戸市大字長苗代字内舟渡百二番地七」に、「青森県八戸市大字長苗代字化石五二番地三」を「青森県八戸市大字長苗代字化石五十二番地三」に改め、同表県道むつ尻屋崎線の項中「青森県むつ市上川町二二七番地一」を「青森県むつ市上川町二百三十七番地一」に、「青森県下北郡東通村大字尻屋字村中三四番地」を「青森県下北郡東通村大字尻屋字村中三十四番地」に改め、同表県道八戸野辺地線の項中「青森県上北郡おいらせ町高田五七番地一」を「青森県上北郡おいらせ町高田五十七番地一」に、「青森県上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇番地一八七」を「青森県上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六十番地百八十七」に、「青森県八戸市大字市川町尻引前山三一番地二五五」を「青森県八戸市大字河原木字苅田四番地二」に、「青森県八戸市大字市川町字藁田柳八五番地一」を「青森県八戸市大字市川町字藁田柳八十五番地一」に改め、同表県道三沢十和田線の項中「青森県三沢市大町三丁目一五番二二号」を「青森県三沢市大町三丁目十一番三十二号」に、「青森県上北郡六戸町大字大落瀬字柳沢九一番地二五五」を「青森県上北郡六戸町大字大落瀬字柳沢九十一番地二百五十五」に、「青森県十和田市洞内字後野三三〇番地六」を「青森県十和田市洞内字後野三百三十番地六」に改め、同表県道大鰐浪岡線の項中「青森県黒石市大字中川字篠村二一番地二」を「青森県黒石市大字中川字篠村二一番地二」に、「青森県

青森市浪岡大字浪岡字若松三九番地」を「青森県青森市浪岡大字浪岡字若松三十九番地」に改め、同表県道橋向五戸線の項中「青森県八戸市大字市川町字菅谷地九〇番地」を「青森県八戸市大字市川町字菅谷地九十番地」に、「青森県八戸市大字市川町字市川三九番地五」を「青森県八戸市大字市川町字市川三十九番地五」に改め、同表県道青森停車場線の項中「青森県青森市大字荒川字藤戸一三四番地一〇」を「青森県青森市大字荒川字藤戸百三十四番地十」に改め、同表県道八戸百石線の項中「青森県上北郡おいらせ町一川目二丁目九九番」を「青森県上北郡おいらせ町一川目二丁目九十九番」に改め、同表県道青森浪岡線の項中「青森県青森市第二問屋町二丁目一四番地三」を「青森県青森市第二問屋町二丁目百十四番地三」に、「青森県青森市第二問屋町二丁目二六七番地一」を「青森県青森市第二問屋町二丁目二百六十七番地一」に改め、同表県道八戸環状線の項中「青森県八戸市大字市川町字長七谷地二番地一四四」を「青森県八戸市大字市川町字長七谷地二番地百四十四」に、「青森県八戸市大字市川町字和野前山一七番地八〇四」を「青森県八戸市大字市川町字和野前山十七番地八百四」に、「青森県八戸市大字田面木字エヒサ沢一番地六九」を「青森県八戸市大字田面木字エヒサ沢一番地六十九」に、「青森県八戸市大字根城字牛ヶ沢一三番地」を「青森県八戸市大字根城字牛ヶ沢十三番地」に改め、同表県道青森環状野内線の項中「青森県青森市大字荒川字柴田一二六番地六」を「青森県青森市大字荒川字柴田百二十六番地六」に、「青森県青森市大字野木字野尻三七番地四六一」を「青森県青森市大字野木字野尻三十七番地四百六十一」に改め、同表県道荒川青森停車場線の項中「青森県青森市大字荒川字柴田一一一番地三」を「青森県青森市大字荒川字柴田百十一番地三」に、「青森県青森市大字荒川字藤戸一一七番地四」を「青森県青森市大字荒川字藤戸百二十七番地四」に改め、同表県道赤川下北停車場線の項中「青森県むつ市大曲三丁目三三番地」を「青森県むつ市大曲三丁目三百十三番地」に改め、同表県道尾駮有戸停車場線の項中「青森県上北郡野辺地町字向田三〇三番地一」を「青森県上北郡野辺地町字向田三百三番地一」に、「青森県上北郡野辺地町字向田三三八番地」を「青森県上北郡野辺地町字向田三百三十八番地」に、「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二八一番地三」を「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二百八十一番地三」に、「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一番地五一」を「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一番地五十一」に改め、同表県道下北停車場線の項中「青森県むつ市下北町四番一三三号」を「青森県むつ市下北町四番十三号」に、「青森県むつ市中央二丁目六番一三三号」を「青森県むつ市中央二丁目六番十三号」に改め、同表市道平和公園通り線の項の次に次のように加える。

市道漁港大通り線	青森県青森市栄町二丁目三番四号から 青森県青森市栄町二丁目十二番七号まで
市道花園幸畑線	青森県青森市花園二丁目一番一号から 青森県青森市松森三丁目十七番六十号まで
市道松森佃百十八号線	青森県青森市南佃一丁目三番三十一号から 青森県青森市南佃二丁目四番三十一号まで

別表第二市道沼館小田線の項中「青森県八戸市高州二丁目二〇番一四号」を「青森県八戸市高州二丁目二十番十四号」に、「青森県八戸市下長三丁目一九番九号」を「青森県八戸市下長三丁目十九番九号」に改め、同表市道前田小田線の項中「青森県八戸市大字長苗代字前田二八番地五」を「青森県八戸市大字長苗代字前田二十八番地五」に改め、同表市道根城前田線の項中「青森県八戸市大字根城字西ノ沢三十六番地二二」を「青森県八戸市大字根城字西ノ沢三十六番地二十二」に、「青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内二九番地二」を「青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内二十九番地二」に改め、同表市道和野前山田ノ沢線の項中「青森県八戸市大字市川町字和野前山一七番地六〇三」を「青森県八戸市大字市川町字和野前山十七番地六百三」に、「青森県八戸市北インター工業団地五丁目二〇番地先」を「青森県八戸市北インター工業団地五丁目百二十番地先」に改め、同表市道八戸北インター工業団地二号线の項中「青森県八戸市北インター工業団地五丁目二〇番地先」を「青森県八戸市北インター工業団地五丁目百二十番地先」に、「青森県八戸市北インター工業団地五丁目一〇一番地先」を「青森県八戸市北インター工業団地五丁目百一番地先」に改め、同表市道六百八十三号八戸貨物駅線の項中「青森県八戸市卸センター二丁目一〇番一号」を「青森県八戸市卸センター二丁目十番一号」に、「青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地一八番地六」を「青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地十八番地六」に改め、同表市道岡三沢下田線の項中「青森県三沢市下久保三丁目一番地一〇号」を「青森県三沢市下久保三丁目一番地十号」に、「青森県三沢市大字三沢字堀口一七番地三十六」を「青森県三沢市大字三沢字堀口十七番地三十六」に改め、同表市道雲雀線の項中「青森県上北郡野辺地町字向田一一七番地三」を「青森県上北郡野辺地町字向田百十七番地三」に、「青森県上北郡野辺地町字向田一一七番地三八」を「青森県上北郡野辺地町字向田百十七番地三十八」に改め、同表市道原々種農場弥栄平線の項中「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上弥栄平四八四番地九」を「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上弥栄平四百八十四番地九」に、「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二五六番地二」を「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二百五十六番地二」に改め、同表臨港道

路白銀北沼線の項中「青森県八戸市大字河原木字北沼三〇番地一」を「青森県八戸市大字河原木字北沼三十番地一」に、「青森県八戸市大字河原木字海岸一八番地一」を「青森県八戸市大字河原木字海岸十八番地一」に改め、同表臨港道路八太郎一埠頭線の項中「青森県八戸市大字河原木字浜名谷地七六番地一四五」を「青森県八戸市大字河原木字浜名谷地七十六番地百四十五」に、「青森県八戸市大字河原木字海岸一六番地四」を「青森県八戸市大字河原木字海岸十六番地四」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

表

<b>駐停車・駐車禁止除外指定車</b>	番 号 発行日
<b>使用中</b>	第 年 月 日
<b>車両番号</b>	
<b>運転者の連絡先／用務先</b>	有 効 期 限 年 月 日まで
別紙のとおり	
青 森 県 公 安 委 員 会 <b>印</b>	

裏

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第2号の2(第4条関係)

表

<b>駐車禁止除外指定車</b>	番 号 発行日
<b>使用中</b>	第 年 月 日
<b>車両番号</b>	
<b>運転者の連絡先／用務先</b>	有 効 期 限 年 月 日まで
別紙のとおり	
青 森 県 公 安 委 員 会 <b>印</b>	

裏

**注意事項**

1 この標章は、公安委員会による駐停車禁止及び駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 法定駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止の場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければなりません。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

(1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。

(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等  
住所 氏名

注 1 色彩は、縁及び文字を黒色、表地を青褐色、裏地を白色とする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格B6横長とする。

**注意事項**

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐停車禁止の場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければなりません。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

(1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。

(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等  
住所 氏名

注 1 色彩は、縁及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白色とする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格B6横長とする。

「駐停車・駐車禁止  
除 駐 車 禁 止  
記 録 式 様 印 付 「駐車禁止除外指定車標準交付申請書」を

外指定車標準交付申請書」に定める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭